

「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成 17 年 2 月
財 務 省

1. 法律案の趣旨・概要

本法律案は、国際開発協会（IDA）の第 14 次増資に応じるため、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律」を改正し、IDA に対して、2,775 億 8,500 万円の範囲内で、わが国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加することを内容としている。

（参考）IDA 第 14 次増資の概要

- (1) IDA は、世銀グループの中で、所得水準の特に低い開発途上国に対して緩和された条件（35～40 年の長期にわたる無利子融資）で融資を行うことを主たる業務とする機関である。
- (2) IDA の 2005 年 7 月から 2008 年 6 月までの 3 年間の財源を賄う第 14 次増資交渉では、総額 141.3 億 SDR（約 2.3 兆円）の増資規模（前回比 41% 増）とすることが合意された。
- (3) わが国は、所得水準の特に低い開発途上国の経済開発に果たす IDA の重要性に鑑み、増資規模の 12.24% に相当する 2,775 億 8,500 万円の範囲内で出資を行うこととなった（前回比シェア 3.76% ポイント減。なお米国の出資シェアは 13.78%）。出資は全額出資国債で行う。

（表）わが国の出資額とシェアの推移

	IDA12 (99.7～02.6)	IDA13 (02.7～05.6)	IDA14 (05.7～08.6)
増資規模（億 SDR）	86.4	100.2	141.3
わが国の出資（億 SDR） （億円）	16.2 (2,951)	16.0 (2,478)	17.3 (2,776)
わが国の出資シェア	18.7%	16.0%	12.24%

2. 法律案の施行日 公布の日